

改正

平成20年4月1日
平成21年3月28日
平成22年3月27日規程第47号
平成23年1月22日規程第9号
平成23年3月24日規程第26号
平成24年3月29日規程第38号
平成25年3月29日規程第49号
平成26年1月25日規程第33号
平成27年1月31日規程第36号
平成27年3月20日規程第89号
平成28年1月23日規程第26号
平成28年3月25日規程第28号
平成30年2月17日規程第74号
平成31年3月22日規程第51号
令和2年3月26日規程第74号
令和2年8月4日規程第9号
令和3年3月26日規程第45号
令和3年3月26日規程第101号
令和4年3月25日規程第40号
令和5年3月24日規程第30号
令和6年1月26日規程第79号
令和6年3月28日規程第101号
令和7年1月23日規程第95号
令和8年3月13日規程第44号

創価大学履修規程

(目的)

第1条 この規程は、創価大学学則第11条、第11条の2、第16条および第17条の規定に基づき、履修方法等に関して必要な事項を定める。

(履修登録の手続)

第2条 授業科目の単位を修得するためには、各学期の履修登録期間内に、履修を希望する科目を登録しなければならない。

2 履修登録の結果は、学生本人が確認しなければならない。

(履修登録の修正)

第3条 前条の規定により履修登録した授業科目（以下、履修科目という。）の変更を希望する場合は、各学期の履修登録修正期間内に、変更を希望する科目を登録しなければならない。

2 前項に定める履修登録の修正結果については、学生本人が確認しなければならない。

(履修科目の取消し)

第4条 履修科目は、定められた期間内に、所定の手続により、履修登録を取消することができる。

2 履修取消しのできる期間は、春学期・秋学期ともに中間試験期間の最終日までとする。

3 履修取消期間を過ぎた場合及びチーム科目は、履修科目の取消しはできない。ただし、学生が所属する学部の学部長が正当な理由があると認めた場合は、履修科目の取消しを認める。

4 履修科目の取消しは、学生本人が行わなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第5条 学則第11条の2第3項による各学期に履修登録ができる単位数の上限は、別表第1のとおりとする。

2 特設課程科目は、教育学部を除き、履修制限の対象としない。特設課程以外で履修制限の対象と

しない科目は、別表第1のとおりとする。

3 ショートタームに実施する科目は、履修制限の対象から外することができる。

（授業科目の再履修）

第6条 授業科目の再履修は、単位を修得した場合を含めてすべての科目について認める。ただし、定員制の科目など学部教授会または学士課程教育機構運営委員会が必要と認めた科目については、合格科目の再履修を制限することがある。またP評価及びR評価の合格科目は再履修をすることはできない。

2 再履修する授業科目の成績評価は、再履修して修得する成績評価が最終の評価となる。単位を修得した授業科目を再履修して、単位が未修得になった場合は、過去に修得した単位は取り消す。

（成績評価及びGPA）

第7条 学業成績を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average）を用いる。

2 GPAは、学生の各履修科目の成績評点に、その科目の単位数を掛けた数値の合計を、履修科目の総単位数で除して算出し、小数点以下第3位以下は切り捨てる。

3 学則第16条に基づき、成績評価に対する成績評点及び評価換算基準は、次の表のとおりとする。

成績評価	成績評点	評価換算基準	単位認定可否	内容
A+	4.0	100点～95点	合格	特に優れている
A	4.0	94点～90点		優れている
A-	3.7	89点～85点		
B+	3.3	84点～80点		良好
B	3.0	79点～75点		
B-	2.7	74点～70点		
C+	2.3	69点～65点		科目の要求を一応満たしている
C	2.0	64点～60点		
D+	1.7	59点～55点		望ましい水準には不十分だが不合格ではない
D	1.3	54点～50点		
E+	1.0	49点～45点	不合格	合格水準に近いが満たしていない
E	0	44点以下		合格の水準を満たさない
N	0	評価不能		
P	—	合格	合格	
F	—	不合格	不合格	
R	—	認定	合格	
I	—	評価保留		

備考

授業時数の3分の1を超えて欠席した場合はN評価とする。また、定期試験を受けなかった、レポートを提出しなかったなど成績評価をすることが不可能な場合はN評価を付けることができるものとする。

4 学則第16条に定めるP及びFの成績評価は、科目毎に設けられる合格基準に達した場合をPとし、達しなかった場合はFとする。

5 学則第16条に定めるRの成績評価は、本学以外で修得した単位を、本学において修得したものとし、単位を認定する場合の評価とする。

6 学則第16条に定めるI（インコンプリート）の成績評価は、授業期間中の履修取消期間以降において、学生が病気、ケガ、災害、留学（本学が正式に派遣等を行う場合に限る）または、教務部長が認めるやむをえない事情により、単位修得条件のいずれかの点を満たすことができない状況になった時に、学生からの申請等により、授業担当教員が学期末まで成績評価の確定を保留する場合の評価とする。

7 I評価については、以下のとおり運用を行う。

- (1) 学生は前項の事由等により、履修の継続が難しい状況になった場合で、それまでの出席が3分の2を超えている場合は、教務課に理由を示す証拠書類等を提出し、許可を受けてインコンプリート申請書を受け取る。
 - (2) 学生は申請書を原則最終授業までに授業担当教員に提出し相談する。授業担当教員は当該学生の学習状況等を考慮して対応を判断するものとする。
 - (3) 成績保留を行うことを決めた授業担当教員は、当該学生に対し単位修得のために必要な課題等（課題、試験など）の措置を講じ、学生は指定された期限までに与えられた課題等を行わなければならない。
 - (4) 成績保留を行った授業担当教員は、当該学期末（卒業にかかわる場合は卒業判定前）までに「最終評価届」を教務課に提出するものとする。なお、学期末までに提出がなかった場合は、I評価を抹消し、NまたはF評価に変更する。
 - (5) 第1号、第2号及び前項にかかわらず、学生からの申請等がない場合でも、授業担当教員、学部長または学士課程機構長からの申請により教務部長がやむを得ない事情があると認めた場合は、授業担当教員は成績保留を行うことができるものとする。
 - (6) 第4号にかかわらず、教務部長がやむを得ない事情があると認めた場合は、「最終評価届」の提出期限を学期末を越えて延長することができるものとする。
- 8 P、F、I及びR評価については、GPAの算出対象としない。
 - 9 再履修する授業科目のGPAの計算は、再履修して修得した成績（成績評価と単位数）で計算する。再履修前の成績（成績評価と単位数）は、GPAの計算に含めない。
 - 10 成績評価については、A+評価の上限を全履修者の5%程度とし、A+評価、A評価及びA-評価の合計の上限は、全履修者の25%程度とする。但し、専門科目については、各学部教授会で検討し、全学教務委員会の審議により、共通科目については、学士課程教育機構運営委員会の審議により、認められた授業科目はこの限りでない。
 - 11 前号但し書きの授業科目を除き、全履修者の成績評価の割合を、A+評価10%以上またはA+評価からA-評価35%以上とする場合、授業担当教員は、理由を専門科目は学部長を経て学部教授会及び全学教務委員会に、共通科目は学士課程機構長を経て、学士課程教育機構運営委員会に報告しなければならない。ただし、履修者が20名以下の科目は免除する。
 - 12 前号において報告を除外された科目についても、授業担当教員は、厳格かつ適正な成績評価に努めなければならない。
 - 13 学長、副学長、学部長、副学部長、学士課程教育機構長及び教務部長は、著しく評価が高いまたは著しく評価が低い成績評価が継続している科目については、授業担当教員に理由の説明を求め、改善の必要があると判断した場合は、改善を求めることができる。

（成績通知）

第8条 成績通知書には、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、D+、D、E+、E、I、N、P、FまたはRの評価を記載する。

2 本学以外で使用するために発行される成績証明書には、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、D+、D、PまたはRの評価を記載する。

（成績優秀者）

第9条 学則第11条の2第4項に定める学生（成績優秀者）については、学部・学科の定めるところにより修得単位数とGPAにより決定し、その基準は、別表第1のとおりとする。なお、休学後に復学した場合については、休学する直前の学期の成績を基準とする。

2 成績優秀者の履修制限緩和については、別表第1のとおりとする。

（学業指導及び退学勧告）

第10条 毎学期、成績評価が決定した時点で当該学期のGPAが2未満の場合は、指導教員による面談を行い、指導教員は学部長に指導報告書を提出する。

2 GPAが2期連続して2未満の場合は、保護者に通知する。前項に定める指導教員による面談等を行うほか、保護者の希望があれば指導教員は面談を行う。

3 GPAが3期連続して2未満の場合または累計で4期以上2未満の場合は、学部長が面接を行い、教授会の議を経て退学勧告を行う。ただし、学部長が面接し、学業継続の可能性があると認められる場合は、教授会の議を経て退学勧告を保留することができる。

4 前3項の場合において、学部長は、学生の特別の事情を考慮し、相当と認めるときは、学業指導及び退学勧告の対象から外することができる。

(卒業に必要な単位数)

第11条 学則第11条に定める以外の卒業に必要な単位数は、以下に定める他、別表第2及び別表第3のとおりとする。

- (1) 経済経営学部ビジネス学科の学生は、次の通り単位を修得しなければならない。
 - ① 選択したコースのコース指定科目から18単位以上の単位を修得しなければならない。
 - ② A群の科目群(モジュール)から10単位以上、B群の科目群(モジュール)から6単位以上を修得しなければならない。
 - ③ 選択必修科目は演習Ⅲまたは卒業論文研究のどちらかを含んで計6単位以上修得しなければならない。
- (2) 法学部法律政治学科の学生は、次の通り単位を修得しなければならない。
 - ① 選択したコースのコース指定科目から16単位以上の単位を修得しなければならない。但し、国際平和・外交コースについては、学則別表第4に定めるALL English科目を5単位以上含まなければならない。
 - ② 学部基本科目については、A群またはB群から10単位修得しなければならない。
 - ③ 選択必修科目は3つの各科目群から学則別表第4に定める単位数を修得しなければならない。なお、演習科目については、日本語科目または英語科目のどちらか一方の科目で6単位修得しなければならない。
- (3) 文学部人間学科の学生は、イントロダクトリー科目から必修2単位、選択6単位以上を、ベーシック科目から選択必修1単位以上、選択24単位以上を、アドヴァンスト科目から必修12単位、選択16単位以上を修得しなければならない。
- (4) 教育学部心理・教育学科の専門選択科目には、他学科の専門科目が24単位まで算入される。児童教育学科の専門選択科目には、他学科の専門科目が28単位まで算入される。
- (5) 教育学部児童教育学科の学生は、専門選択科目50単位の内、教科A・C・E群の3つの科目群から12単位以上、教科B・D群の2つの科目群から8単位以上の計20単位以上を修得し、かつAからE群の5つの各科目群から2単位以上を含んで修得しなければならない。
- (6) 国際教養学部国際教養学科の学生は、選択必修科目46単位以上の修得については、次の通り指定された単位数を含んで修得しなければならない。
 - ① Level 200: Principle科目の4つの分野から各4単位、計16単位以上。
 - ② Level 200: Quantitative & Qualitative Analysis・Science関連科目群から6単位以上。
 - ③ Level 300-400科目の4つ分野から各2単位以上計8単位を含む合計24単位以上。
- (7) 理工学部情報システム工学科の学生は、選択必修科目は、4つの各科目群から各2単位を修得しなければならない。
- (8) 理工学部生命理工学科の学生は、専門基礎科目の選択科目20単位以上のうち、A群から6単位、B群から4単位を含んで修得すること。
- (9) 理工学部クリーンテクノロジー学科の学生は、グリーンテクノロジー応用専門選択科目44単位以上のうち4領域(地球環境理工学科目群、資源循環理工学科目群、環境情報処理科目群、グリーンテクノロジー社会実装科目群)から各5単位の計20単位を含んで修得すること。

(卒業の認定)

第12条 卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行う。

- (1) 本学に8セメスター以上在学していること。
 - (2) 本学において定められた教育課程を修了し、学則第11条および前条に規定する単位を修得していること。
 - (3) 在学期間における通算GPAが2以上であること。
- 2 前項にかかわらず、本学に6セメスター以上在学した者で、学則第11条及び前条に規定する単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、卒業を認めることがある。
- 3 第1項第3号の要件のみを満たしていない者で、特別の事情があると認められる場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することがある。

4 第1項により卒業を認定された者は、卒業を保留することはできない。但し、9月入学生（9月再入学生を除く）で、春学期履修登録後、9月卒業見込み許可者が、9月卒業ではなく3月卒業を希望する場合は、9月卒業延期希望申請書に理由を記載し提出する。学長が申請書の理由を、やむを得ない内容であると認めた場合は、翌セメスターの3月卒業を認め、9月卒業の延期を許可する。卒業延期許可学生の秋学期学籍上の身分は、在学とする。

5 前項但し書きにより卒業延期を許可された者が、春学期の成績発表後、第1項のすべての要件を満たせなかった場合は、許可した卒業延期を取り消す。

（早期卒業）

第13条 前条第2項で規定する早期卒業は、在学6セメスターまたは在学7セメスターで卒業することを表す。

2 早期卒業は、学部・学科が定めるところにより、修得単位数とGPAにより決定し、その基準については、別表第1のとおりとする。

3 早期卒業対象者（早期卒業の基準を満たし、早期卒業の対象者に選ばれた者をいう。以下同じ。）で早期卒業を希望するものは、定められた学期の履修登録時に卒業を希望する学期を登録しなければならない。

4 早期卒業対象者で、早期卒業を希望しない場合は、卒業とはならない。

5 別表第1に定める、第4セメスター時の早期卒業基準について、修得単位数のみが基準を満たさず、卒業判定時にすべての早期卒業基準を満たした学生が早期卒業を希望する場合は、第2項にかかわらず、当該学生の所属学部長の具申により、学長は早期卒業を承認することができる。

6 編入学生及び転学部・転学科した学生は、早期卒業対象者になることはできない。

（履修の要件・方法）

第14条 学則第11条の2による履修方法の詳細は、以下のとおりとする。

（1）経済経営学部の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
統計学	経済・経営のための統計学
多変量解析	データサイエンス
数理統計学Ⅰ	統計学
数理統計学Ⅱ	数理統計学Ⅰ

（2）法学部の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目
卒業研究	演習Ⅳ（同時履修可）

（3）教育学部心理・教育学科の「卒業研究Ⅱ」の履修要件は、通算GPAが3以上であること。

それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目等
海外教育研修	教育原論及びTOEIC550点以上
卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
スタディー・リーダー基礎	初年次セミナー（共通科目）
教育・学校心理学	心理学概論（同時履修可）
発達心理学	教育・学校心理学または児童教育学科の教育心理学
教育相談	発達心理学
学校体験活動Ⅰ（中）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅱ（中）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅲ（中）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅳ（中）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅰ～Ⅳ（中）	教職課程に登録していること
人体の構造と機能及び疾病 心理的アセスメント	公認心理師養成課程に登録していること

福祉心理学 心理演習 心理実習Ⅰ 心理実験Ⅱ	
心理的アセスメント	発達心理学
生涯学習支援論Ⅰ 生涯学習支援論Ⅱ 社会教育特講Ａ 社会教育特講Ｂ 社会教育実習 社会教育演習Ⅰ 社会教育演習Ⅱ 社会教育経営論Ⅰ 社会教育経営論Ⅱ	社会教育主事課程に登録していること

(４) 教育学部児童教育学科の「卒業研究Ⅱ」の履修要件は、通算ＧＰＡが３以上であること。それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得等が必要な科目等
海外教育研修	教育原論及びＴＯＥＩＣ５５０点以上
卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
教育・学校心理学 発達心理学	心理学概論（同時履修可）または教育学科の心理学概論（同時履修可）
スタディー・リーダー基礎	初年次セミナー（共通科目）
教育相談	発達心理学
知的障害教育論Ⅰ 視覚障害・聴覚障害者の心理・生理・病理 視覚・聴覚障害教育論 知的障害者の心理・生理・病理 知的障害教育論Ⅱ 肢体不自由教育論 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理 発達障害者の心理・生理・病理 知的障害者の心理特論 教育実習（特別支援）	特別支援免許課程に登録していること
知的障害教育論Ⅱ	知的障害教育論Ⅰ
ミュージアム・エデュケーションⅡ	ミュージアム・エデュケーションⅠ
学校体験活動Ⅰ（幼・小）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅱ（幼・小）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅲ（幼・小）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅳ（幼・小）	学校研究（履修済みまたは同時履修可）
学校体験活動Ⅰ～Ⅳ（幼・小）	教職課程に登録していること

(５) 理工学部情報システム工学科、生命理工学科およびグリーンテクノロジー学科の「卒業研究Ⅰ」の履修要件は、卒業に必要な単位のうち合計１００単位以上を修得していること。それ以外に履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

学科	履修条件がある科目	修得が必要な科目
情報システム	演習Ⅱ	演習Ⅰ（同時履修可）
エ	ケーススタディⅡ	ケーススタディⅠ
	卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ

生命理工	多変量解析	データサイエンス演習（情報）
	数理統計学Ⅰ	確率統計
	数理統計学Ⅱ	数理統計学Ⅰ
	生命理工演習Ⅱ	生命理工演習Ⅰ
	生命理工演習Ⅲ	生命理工演習Ⅱ
	卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
	多変量解析	データサイエンス演習
	数理統計学Ⅰ	基礎統計学
グリーンテクノロジー	数理統計学Ⅱ	数理統計学Ⅰ
	演習Ⅱ	演習Ⅰ（同時履修可）
	多変量解析	データサイエンス演習
	数理統計学Ⅰ	基礎統計学
	数理統計学Ⅱ	数理統計学Ⅰ

（６） 看護学部看護学科の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	単位修得が必要または単位修得見込みの科目
卒業研究	看護学研究方法論
卒業論文	看護学研究方法論 卒業研究
看護実践統合演習	看護実践統合実習
人間発達看護学実習	基盤看護学実習Ⅰ（対象理解） 生涯発達看護学概論 健康生活看護学概論Ⅰ（基本的概念） 健康生活看護学概論Ⅱ（集団・予防）
基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開）	看護基礎理論Ⅰ（看護の理解と学修者） 看護基礎理論Ⅱ（看護の機能と理論） フィジカルアセスメント 看護過程演習Ⅰ（アセスメント） 看護過程演習Ⅱ（計画・実施） 基本看護技術Ⅰ（看護技術の基本） 基本看護技術Ⅱ（活動と清潔） 基本看護技術Ⅲ（食事と排泄） 基本看護技術Ⅳ（臨床看護技術の基本） 基本看護技術Ⅴ（与薬と検査） 基盤看護学実習Ⅰ（対象理解） 構造機能と生活Ⅰ（恒常性維持のための調節機構と生活） 構造機能と生活Ⅱ（日常動作を支える解剖生理と生活） 病態生理総論
療養生活看護学実習Ⅰ（急性）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 療養生活看護学概論 療養生活看護論Ⅰ（急性回復期援助） 療養生活看護論Ⅱ（急性回復期：看護過程・援助技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療）

	診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
療養生活看護学実習Ⅱ（慢性）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 療養生活看護学概論 療養生活看護論Ⅲ（慢性期支援） 療養生活看護論Ⅳ（慢性期：看護過程・支援技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
健康生活看護学実習Ⅰ（高齢者の健康）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 健康生活看護学概論Ⅰ（基本的概念） 健康生活看護学概論Ⅱ（集団・予防） 健康生活看護学概論Ⅲ（地域社会における多様な看護の場） 健康生活看護論Ⅰ（高齢者援助） 健康生活看護論Ⅱ（高齢者看護過程・技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
生涯発達看護学実習Ⅰ（子どもと家族の看護）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 生涯発達看護学概論 生涯発達看護論Ⅰ（子どもと家族の健康課題） 生涯発達看護論Ⅱ（子どもと家族への援助技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
健康生活看護学実習Ⅱ（心の健康）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 健康生活看護学概論Ⅰ（基本的概念） 健康生活看護学概論Ⅱ（集団・予防） 健康生活看護学概論Ⅲ（地域社会における多様な看護の場）

	健康生活看護論Ⅲ（精神看護展開の基礎） 健康生活看護論Ⅳ（精神看護の支援技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
生涯発達看護学実習Ⅱ（周産期の看護）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 生涯発達看護学概論 生涯発達看護論Ⅲ（周産期の母子の健康） 生涯発達看護論Ⅳ（周産期の援助技術） 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
健康生活看護学実習Ⅲ（地域在宅生活の健康）	人間発達看護学実習 基盤看護学実習Ⅱ（看護過程の展開） 健康生活看護学概論Ⅰ（基本的概念） 健康生活看護学概論Ⅱ（集団・予防） 健康生活看護学概論Ⅲ（地域社会における多様な看護の場） 健康生活看護論Ⅴ（地域保健活動） 健康生活看護論Ⅵ（在宅療養支援） 健康生活看護論Ⅶ（訪問看護過程・地域看護技術） 疫学・保健統計 診断治療Ⅰ（主要な疾患の検査と治療） 診断治療Ⅱ（内分泌・血液・運動機能疾患の検査と治療） 診断治療Ⅲ（免疫・精神・小児疾患の検査と治療） 診断治療Ⅳ（感覚器・神経・筋肉の疾患・生殖器疾患の検査と治療） 看護と病態生理
看護実践統合実習	療養生活看護学実習Ⅰ（急性） 療養生活看護学実習Ⅱ（慢性） 生涯発達看護学実習Ⅰ（子どもと家族の看護） 生涯発達看護学実習Ⅱ（周産期の看護） 健康生活看護学実習Ⅰ（高齢者の健康） 健康生活看護学実習Ⅱ（心の健康） 健康生活看護学実習Ⅲ（地域在宅生活の健康）

（７） 文学部の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得が必要な科目
Kカルチャーと韓日文化交流Ⅱ	Kカルチャーと韓日文化交流Ⅰ

（８） 国際教養学部部の履修条件のある科目については次の表のとおりとする。

履修条件がある科目	修得が必要な科目
Foundations of Data Science	データサイエンス入門（共通科目）
Intermediate Statistics	Foundations of Data Science

（主専攻）

第15条 学則第17条により卒業が認定された者は、学位規則に定める学位（専攻分野）を本学の成績証明書および卒業証明書に記載する。

- 2 文学部生がコースを修了または専修に所属し、卒業が認定された場合は、前項に加えコース名または専修名を記載する。また、国際教養学部生が専修を修了し、卒業が認定された場合は、前項に加え専修名を記載する。

（副専攻制度）

第16条 副専攻については、2年次春学期以降の履修登録時に通算GPA2.7以上の学生が申請できる。

- 2 副専攻は、履修要項に副専攻名、指定科目名、履修の方法を明示する。
- 3 副専攻は、指定した科目群から18単位以上修得した時に認定する。副専攻が認定された場合は、本学の成績証明書、卒業証明書及び卒業見込証明書に副専攻名を記載する。

（文学部人間学科コース及び専修）

第17条 文学部人間学科にコース及び専修を置く。コース及び専修の修了は、コース及び専修の指定科目の内以下の単位の修得を要件とする。

- （1） イントロダクトリー科目の選択科目2単位、ベーシック科目の選択科目10単位、アドヴァンスト科目の選択必修科目12単位、選択科目12単位の計24単位の合計36単位。なお、アドヴァンスト科目の選択必修科目の内、演習ⅠからⅣ及び卒業研究Ⅰ・Ⅱについては、選択したコースに所属する教員の担当する科目を修得すること。
- （2） 各コース及び専修の修了に必要な科目一覧は、履修要項に明示する。
- 2 開設するコース名は、履修要項に明示する。
- 3 開設する専修は、以下のとおりとする。

（1） 社会福祉専修

（法学部法律学科グローバル・ロイヤーズ・プログラム）

第18条 法学部法律学科における「グローバル・ロイヤーズ・プログラム」（以下、GLPという。）は、本学大学院法務研究科と法学部の連携プログラムとして位置づけ、以下の要件を満たした場合にその修了を認定する。

- （1） GLP指定科目の必修科目60単位、選択必修科目20単位以上の合計80単位以上修得
- （2） 卒業時の通算GPAが2.7以上
- 2 GLP指定科目については、別途履修要項等に記載する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月28日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条については平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成22年3月27日規程第47号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月22日規程第9号）

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日規程第26号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規程第38号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規程第49号）

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 1 月25日規程第33号）

- 1 この規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則（平成27年 1 月31日規程第36号）

- 1 この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月20日規程第89号）

- 1 この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則（平成28年 1 月23日規程第26号）

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日規程第28号）

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月17日規程第74号）

- 1 この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月22日規程第51号）

- 1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成30年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、成績評価に関する取扱内規（昭和63年 3 月23日内規第35号）は、廃止する。

附 則（令和 2 年 3 月26日規程第74号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第18条第 1 項第 1 号及び別表第 4 については2019年度入学生まで遡及して適用し、2018年度以前生への適用については、本規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、2019年度以前に入学した学生に係る第14条、第17条の適用については、本規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 8 月 4 日規程第 9 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第 7 条第 7 項第 5 号及び第 6 号については、令和 2 年度春学期より適用するものとする。

附 則（令和 3 年 3 月26日規程第45号）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第14条第 1 項第 3 号については、2020年度生まで遡及して適用する。

附 則（令和 3 年 3 月26日規程第101号）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、2021年度以前に入学した学生に係る第14条第 1 項第 6 号、別表第 2 及び別表第 3 の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月25日規程第40号）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、2021年度以前に入学した学生に係る別表第 2 及び別表第 3 の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月24日規程第30号）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、2022年度以前に入学した学生に係る第11条、第14条、第17条、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、前項にかかわらず、第14条のうち、2018年度～2022年度入学生の教育学部の教育学概論Ⅰ・Ⅱ及び心理学概論Ⅰ・Ⅱ、並びに児童教育学科の初等教育原理Ⅰ・Ⅱ及び心理学概論Ⅰ・Ⅱについては、同時履修を可とする。

4 この規程の施行の際、第13条第5項の適用については、2022年度まで遡及して適用する。

附 則（令和6年1月26日規程第79号）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、第12条第4項但し書き及び同条第5項の適用については、2023年4月1日まで遡及して適用する。

附 則（令和6年3月28日規程第101号）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、第14条第1項第3号の「学校体験活動Ⅰ～Ⅳ（中）」及び第4号の「学校体験活動Ⅰ～Ⅳ（幼・小）」の要件の適用については、2021年度入学生から2023年度生までは「学校インターシップⅠ～Ⅳ」と科目を読み替えて適用する。

3 この規程の施行の際、第14条第5号の適用については、2023年度に入学した学生まで遡及して適用する。

4 この規程の施行の際、2015年度から2022年度までに入学した学生の第14条第5号の履修条件のある科目の表については、次のとおりとする。

学科	履修条件がある科目	修得が必要な科目
情報システム工	演習Ⅱ	演習Ⅰ（同時履修可）
	ケーススタディⅡ	ケーススタディⅠ
	卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ
共生創造理工	演習Ⅱ	演習Ⅰ（同時履修可）
	ケーススタディⅡ	ケーススタディⅠ
	卒業研究Ⅱ	卒業研究Ⅰ

附 則（令和7年1月23日規程第95号）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、第14条第1項第3号及び第4号については、2018年度入学生まで遡及して適用する。

附 則（令和8年3月13日規程第44号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第9条、第13条関係）

学部	学科	履修上限単位数	成績優秀者になるための基準		成績優秀者の履修制限緩和		早期卒業するための基準等			
		※学期毎の上限単位数	学期毎の修得下限単位数	直前セメスターのGPA数値	追加単位数	上級年次履修	早期卒業制度の有（○）無（×）	卒業判定通算GPA数値基準	4セメスター終了時点の条件	
経済経営	ビジネス	20単位	16単位	3.5	4単位	可	○	3.7	3.7	84
法	法律政治	20単位	16単位	3.5	4単位	可	○	3.9	3.9	86
文	人間	22単位	16単位	3.5	4単位	可	×	—	—	—
教育	心理・教育	20単位					×	—	—	—
	児童教育	20単位					×	—	—	—
理工	情報システム工	24単位	16単位	3.3	4単位	可	×	—	—	—
	生命理	24単位	16単位	3.3	4単位	可	×	—	—	—

	エ グリー ンテク ノロジ ー	24単位	16単位	3.3	4単位	可	×	—	—	—
看護	看護	25単位	—	—	—	—	×	—	—	—
国際 教養	国際教 養	20単位	16単位	3.5	4単位	可	○	3.7	3.7	80

成績による履修制限緩和措置

学部	学科	学期毎の上限 単位数	学期毎の修得 下限単位数	直前セメスタ ーのG P A 数 値	追加単位数	上級年次履修
教育	心理・教育	20単位	16単位	2.7	5単位	不可
	児童教育	20単位	16単位	2.7	5単位	不可

履修制限除外科目一覧

学部・学科等		除外科目
共通科目		インターンシップⅠ、インターンシップⅡ、インターンシップⅢ、インターンシップⅣ、国際ボランティア実習、ボランティア実習Ⅰ、ボランティア実習Ⅱ、GCPチュートリアルⅠ、GCPチュートリアルⅡ、GCPチュートリアルⅢ、GCPチュートリアルⅣ、プログラムゼミⅠ、プログラムゼミⅡ、プログラムゼミⅢ、プログラムゼミⅣ、EAP for Global Citizenship Ⅰ、EAP for Global Citizenship Ⅱ、EAP for Global Citizenship Ⅲ、EAP for Global Citizenship Ⅳ、Academic Foundations for Global Citizenship Ⅰ、Academic Foundations for Global Citizenship Ⅱ、Academic Foundations for Global Citizenship Ⅲ、Academic Foundations for Global Citizenship Ⅳ、社会システム・ソリューションⅠ、社会システム・ソリューションⅡ、English Summer Intensive、TOEFL iBT Summer Intensive、IELTS Summer Intensive、English Winter Intensive、TOEFL iBT Winter Intensive、IELTS Winter Intensive、海外研修・実習科目群科目
経済経営	ビジネス	オナーズセミナーⅠ、オナーズセミナーⅡ、オナーズセミナーⅢ、ピア・リーダーシップⅠ、ピア・リーダーシップⅡ、サービス・ラーニングⅠ、サービス・ラーニングⅡ、サービス・ラーニングⅢ、グローバルリーダー・ワークショップⅠ、グローバルリーダー・ワークショップⅡ、Global Program Mission Ⅰ、Global Program Mission Ⅱ、Global Program Mission Ⅲ、Global Program Mission Ⅳ、Global Program Mission A、Global Program Mission B、Global Program Mission C、Global Program Mission D
法	法律政治	Academic Foundations Tutorial Ⅰ、

		Academic Foundations Tutorial II、地球共生・平和創造インターンシップA、公共政策インターンシップA、まちづくり八王子フィールドワーク、GLPチュートリアルI、GLPチュートリアルII、GLPチュートリアルIII、GLPチュートリアルIV、GLPチュートリアルV、GLPチュートリアルVI、GLPチュートリアルVII、GLPチュートリアルVIII、GLPインターンシップA、GLPインターンシップB、GLP English A、GLP English B
文	人間	ウェルビーイング基礎演習、ピア・サポート実践Ⅲa、ピア・サポート実践Ⅲb、学部インターンシップA・学部インターンシップB、社会科・地理歴史科教育法I、社会科・地理歴史科教育法II、社会科・公民科教育法I、社会科・公民科教育法II
教育	心理・教育	海外教育事情、海外教育研修
	児童教育	海外教育事情、海外教育研修
理工	情報システム工	国際技術協力海外研修
	生命理工	海洋学実習、国際技術協力海外研修、生命理工学インターンシップ、R&Dキャリアセミナー、理科教職演習I、理科教職演習II
	グリーンテクノロジー	R&Dキャリアセミナー、グリーンテクノロジー研究体験E、海洋観測実習、グリーンテクノロジーインターンシップ、海外インターンシップ、グリーンテクノロジー海外研修A、International Fieldwork II、国際技術協力海外研修、グリーンテクノロジー海外研修B
看護	看護	国際看護研修
国際教養	国際教養	Global Citizenship Fieldwork I、Global Citizenship Fieldwork II、International Fieldwork II、Advanced International Fieldwork

別表第2（第11条関係）

学部	学科	共通科目及び外国語科目										計
		選択必修								小計	選択	
		基礎科目	大学科目	世界市民教育科目	数理・データサイエンス・自然科目	共通科目の指定科目群		第1外国語	第2外国語		共通科目の他の科目群	
経済経営	ビジネス	4	4	4	2	人文・社会・健康科目	2	10		28	—	28
						キャリア教育系科目	2					
法	法律政治	4	4	4	4	—		6	4	26	—	26
教育	心理・教育	4	4	4	4	人文科学系科目または健康科学系科目	2	6	4	28	—	28
	児童教育	4	4	4	4	人文科学系科目または健康科学系	2	6	4	28	—	28

						科目						
文	人間	4	4	4	2	社会科学系科目	2	6	4	26	—	26
理工	情報システム	4	4	4	2	人文科学系科目	2	6	4	28	—	28
						社会科学系科目	2					
	生命理工	2	4	4	2	人文科学系科目	2	6	—	24	—	24
						社会科学系科目	2					
						キャリア教育系科目	2					
	グリーンテクノロジー	3	4	4	2	キャリア教育系科目	2	6	—	21	—	21
看護	看護	2	2	2	2	人文科学系科目または社会科学系科目	2	6	—	16	—	16
国際教養	国際教養	2	4	—	2	キャリア教育系科目	2	21	4	35	—	35

【共通科目・外国語科目】

※第1外国語は原則として英語とし、共通科目の言語科目（英語）または学部学科英語科目から修得しなければならない。ただし、外国人留学生等については、別に定める創価大学外国人留学生等の履修の特例に関する細則により、英語以外の言語を第1外国語とすることができる。

※第2外国語は、共通科目の言語科目（外国人留学生等については、言語科目及び日本語・日本文化科目）から第1外国語として選択した言語以外の1言語で卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

※経済経営学部の外国語科目については、学部学科英語科目もしくは全学共通科目の言語科目（英語）から計10単位または、学部学科英語科目もしくは全学共通科目の言語科目（英語）から第1外国語として6単位、全学共通科目の言語科目（英語）以外から第2外国語として4単位の計10単位を修得すること。

※文学部は、中国語インテンシブコース登録者は第1外国語と第2外国語を共に中国語、ロシア語インテンシブコース登録者は第1外国語と第2外国語を共にロシア語で条件を満たすことができる。

※国際教養学部の外国語科目については、第1外国語として、学部学科英語科目5単位、学部留学科目16単位の計21単位を修得すること。

※国際教養学部の日本語プログラムの留学生の外国語科目については、上記にかかわらず第1外国語及び学部留学科目を日本語日本文化科目から21単位修得すること。また、学部学科英語のEAP I・IIの計4単位を第2外国語とする。

※経済経営学部は、基礎科目は、「初年次セミナー」2単位、「アカデミックライティング」1単位、「思考技術」1単位を、大学科目群及び世界市民教育科目群からは各4単位を、数理・データサイエンス・自然科目は、「データサイエンス入門」2単位を、人文・社会・健康科目群から2単位を、キャリア教育系科目群から2単位を修得しなければならない。

※法学部は、基礎科目は、「初年次セミナー」2単位、「アカデミックライティング」1単位、「思考技術」1単位を、大学科目群及び世界市民教育科目群からは各4単位を、数理・データサイエンス・自然科目は、「データサイエンス入門」2単位を含む計4単位を修得しなければならない。

※文学部は、基礎科目は、「初年次セミナー」2単位、「アカデミックライティング」1単位、「思考技術」1単位を、大学科目群及び世界市民教育科目群からは各4単位を、数理・データサイエンス・自然科目は、「データサイエンス入門」2単位を、人文・社会・健康科目群の社会科学系科目から2単位を修得しなければならない。

※教育学部は、基礎科目は、「初年次セミナー」2単位、「アカデミックライティング」2単位を、大学科目群及び世界市民教育科目群からは各4単位を、数理・データサイエンス・自然科目は、「データサイエンス入門」2単位を含む計4単位を、人文・社会・健康科目群の人文科学系科目または健康科学科目から2単位を修得しなければならない。

※理工学部情報システム学科は、基礎科目は、「初年次プロジェクト」2単位、「アカデミックライティング」1単位、「思考技術」1単位を、大学科目群及び世界市民教育科目群からは各4単位を、数理・データサイエンス・自然科目は、「データサイエンス入門」2単位を、人文・社会・健康科目群の社会科学系科目及び人文科学系科目から各2単位を修得しなければならない。

※理工学部生命理工学科は、基礎科目は、「初年次セミナー」1単位、「アカデミックライティング」1単位を、大学科目群及び世界市民教育科目群からは各4単位を、数理・データサイエンス・自然科目は、「データサイエンス入門」2単位を、人文・社会・健康科目群の社会科学系科目及び人文科学系科目から各2単位を、キャリア教育系科目群から2単位を修得しなければならない。

※理工学部グリーンテクノロジー学科は、基礎科目は、「初年次プロジェクト」2単位、「アカデミックライティング」1単位を、大学科目群及び世界市民教育科目群からは各4単位を、数理・データサイエンス・自然科目は、「データサイエンス入門」2単位を、キャリア教育系科目群から2単位を修得しなければならない。

※看護学部は、基礎科目は、「学術文章作法Ⅰ」2単位を、大学科目群及び世界市民教育科目群からは各2単位を、数理・データサイエンス・自然科目については、「データサイエンス入門」2単位を、人文・社会・健康科目群の社会科学系科目から2単位を修得しなければならない。

※国際教養学部は、基礎科目は、「初年次セミナー」2単位を、大学科目群から4単位を、数理・データサイエンス・自然科目は、「データサイエンス入門」2単位を、キャリア教育系科目群から2単位を修得しなければならない。

別表第3（第11条関係）【専門科目・自由選択科目】

学部	学科	専門科目						自由選択	計	総計	
		必修		選択必修		選択					小計
経済経営	ビジネス	18		6		46		70	26	96	124
法	法律政治	2		演習等科目	6	50		68	30	98	124
				基本科目	10						
文	人間	イントロダクトリー科目	2	ベーシック科目	1	イントロダクトリー科目	4	61	37	98	124
		アドヴァンスト科目	12			ベーシック科目	26				
						アドヴァンスト科目	16				
教育	心理・教育	14		18		46		78	18	96	124
	児童教育	14		14		50		78	18	96	124
理工	情報システム工	14		8		48		70	26	96	124
	生命理工	36		専門基礎A群	6	専門基礎	10	80	20	100	124

			専門基礎B群	4						
			専門応用	14	専門応用	10				
	グリーンテクノロジー	グリーンテクノロジーコア科目	19	—	グリーンテクノロジーコア科目	16	79	24	103	124
					グリーンテクノロジー応用科目	44（4領域から各5単位以上計20単位含む）				
看護	看護	103	—	—	—	103	6	109	125	
国際教養	国際教養	32	Level 200: Principles 科目（4つの分野から各4単位含む）	16	—	78	11	89	124	
			Level 200: Quantitative & Qualitative Analysis ・ Science 関連科目群から6単位以上修得すること。	6						
			Level 300－400科目の4つ分野から各2単位以上計8単位を含む）	24						